

第24回香川県新型コロナウイルス対策本部会議

次 第

日 時：令和2年8月21日（金）記者会見終了後
場 所：県庁12階大会議室

議題是項

1. 新型コロナウイルス感染症に対する香川県対処方針の見直しについて
2. 香川県における今後の対応について
3. その他

新型コロナウイルス感染症に対する香川県対処方針

令和2年5月15日
令和2年8月21日改正

		(1) 感染予防対策期	(2) 準感染警戒期	(3) 感染警戒期	(4) 感染拡大防止対策期	(5) 感染拡大防止集中対策期	(6) 緊急事態対策期
県内の感染状況	感染者が確認されていないか、抑制できている状態	一定数の感染者が確認されており、感染者が拡大する恐れがある状態	感染者が拡大している状態	感染者が拡大している状態	感染者が急増している状態	感染者が急増している状態	爆発的な感染拡大が懸念している状態 (国の緊急事態宣言の対象区域に指定されることを想定)
①直近1週間の累積新規感染者数 (直近1週間に人口10万人当たりの累積新規感染者数)	—	5人程度以上 (0・5人以上)	24人程度以上 (2・5人以上)	48人程度以上 (5人以上)	96人程度以上 (10人以上)	239人程度以上 (25人以上)	239人程度以上 (25人以上)
②感染経路不明者数の割合	—	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上
③直近1週間と先週1週間の比較	—	—	—	—	直近1週間が先週1週間よりも多い	直近1週間が先週1週間よりも多い	直近1週間が先週1週間よりも多い
医療提供体制等の負荷	④病床のひつ迫具合(病床全体) 〃 (うち重症患者用病床)	—	—	—	—	—	最大確保病床の占有率1/4以上 最大確保病床の占有率1/2以上 最大確保病床の占有率1/2以上
⑤療養者数 (※入院者、自宅・宿泊療養者等を合わせた数)	—	—	—	—	—	—	最大確保病床の占有率1/4以上 最大確保病床の占有率1/2以上
監視体制	⑥直近1週間のPCR陽性率	—	—	—	—	—	最大確保病床の占有率1/2以上
解除の判断基準	—	—	—	—	—	—	—
○各対策期への移行に当たっては、医療提供体制、監視体制(検査・相談等の件数)、クラスター発生状況、他都道府県の発生状況などを総合的に判断。 ○県独自の「感染警戒宣言」は、感染状況等に応じて適時的に発出を検討 ○国から特措法に基づく新たな考え方等が示された場合には改訂を検討	解除にはたたっては、新しい対策期に入つてから、一定期間(少なくとも2週間)経過後、新規感染者が減少傾向になっている状態で、①～⑥の指標等を踏まえ総合的に判断						
対応方針	共通事項(※1) 県民への要請等	3密の回避やマスクの着用など「新しい生活様式」の実践、「かがわコロナお知らせシステム」「接触確認アプリ(COCOA)」のインストール・積極的活用 【法に基づかない協力依頼】 ①不要不急の感染拡大地域への移動は慎重に検討 ②発熱の症状がある場合は、外出を控える ③「業種別ガイドライン」等に基づく感染防止策が徹底されている施設等への外出を控える （一）の対策の徹底	【法24⑨による要請】 ・(1) (2)③の対策の徹底に加え、不要不急の外出・移動は慎重に検討 【法24⑩による要請】 ・(1) (2)の対策の徹底に加え、不要不急の外出・移動は、県内外を問わず慎重に検討 特に、県内のクラスター発生施設や同種施設のうち、「業種別ガイドライン」等を遵守していない施設への外出自粛の要請を検討 【法24⑪による要請】 ・(1) の対策の強力な推進 【法24⑫による要請】 ・(3) の対策に加え、クラスター発生施設や同種施設のうち、「業種別ガイドライン」等を遵守していない施設への休業等の要請を検討 【法24⑬による要請】 ・(3) の対策に加え、クラスター発生施設や同種施設のうち、「業種別ガイドライン」等を遵守していない施設への休業等の要請を検討 【法24⑭による要請】 ・(1) の対策と同様 【法24⑮による要請】 ・(1) の対策と同様 【法24⑯による要請】 ・(1) の対策と同様	【法24⑨による要請】 ・(4) の対策に加え、感染拡大につながる恐れのある施設(※2)のうち、「業種別ガイドライン」等を遵守していなない施設への外出自粛の要請を検討 ・他都道府県の感染状況等も踏まえ、県外への移動自粛の要請を検討 【法24⑩による要請】 ・(3) の対策に加え、感染拡大につながる恐れのある施設(※2)のうち、「業種別ガイドライン」等を遵守していない施設への休業等の要請を検討 【法24⑪による要請】 ・(3) の対策に加え、クラスター発生施設や同種施設のうち、「業種別ガイドライン」等を遵守していない施設への休業等の要請を検討 【法24⑫による要請】 ・(3) の対策に加え、クラスター発生施設や同種施設のうち、「業種別ガイドライン」等を遵守していない施設への休業等の要請を検討 【法24⑬による要請】 ・(1) の対策に加え、全国かつ大規模イベント等の中止又は延期の要請を検討 【法24⑭による要請】 ・(1) の対策に加え、多数集客施設、観光客誘客施設等の休館の検討	【法24⑨又は法45①による要請】 ・県内での外出自粛の要請を検討 ・県外への移動自粛の要請を検討 【法24⑩又は法45②による要請】 ・(1) の対策に加え、守状況等を考慮しつつ、生活必需品等を取り扱う事業者等を除き特措法対象施設等への休業等の要請を検討 【法24⑪又は法45③による要請】 ・(3) の対策に加え、感染拡大につながる恐れのある施設(※2)のうち、「業種別ガイドライン」等を遵守していない施設への休業等の要請を検討 【法24⑫又は法45④による要請】 ・(3) の対策に加え、クラスター発生施設や同種施設のうち、「業種別ガイドライン」等を遵守していない施設への休業等の要請を検討 【法24⑬又は法45⑤による要請】 ・(1) の対策に加え、クラスター発生施設や同種施設のうち、「業種別ガイドライン」等を遵守していない施設への休業等の要請を検討 【法24⑭又は法45⑥による要請】 ・(1) の対策に加え、全国かつ大規模イベント等の中止又は延期の要請を検討 【法24⑮又は法45⑦による要請】 ・(1) の対策に加え、多数集客施設、観光客誘客施設等の休館の検討	○各対策期における措置の実施の要否に当たっては、医療提供体制、監視体制(検査・相談等の件数)、クラスター発生状況など総合的に判断。また、対策期ごとに上記以外の対策を講じることも想定 ※1 対策期に応じて、特措法による要請の適用 ※2 体調等を考慮する「感染拡大がある恐れのある施設」については、県内の感染事例や国の基本的対処方針等を考慮して、参加人数の別を考慮して判断 ※3 イベント等の開催については、国の基本的対処方針に対する収容定員に対する参加人数の比率等を総合的に判断	
県有施設等における対応	イベント等の開催(※3)	・適切な感染防止対策を講じた上で開館	・(1) の対策と同様	・(1) の対策と同様	・(1) の対策と同様	・(1) の対策と同様	・全ての施設の休館を検討

事務連絡
令和2年8月7日

各都道府県知事 殿

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

今後の感染状況の変化に対応した
対策の実施に関する指標及び目安について

平素から新型コロナウイルス感染症対策の推進にご尽力いただき感謝
申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、国民の命を守り、感染防止対策と社会経済活動の両立を図ることを基本として、事態の変化に応じた対策を進めています。本日、新型コロナウイルス感染症対策分科会から、別添のとおり、政府に対して、今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安について提言が行われました。貴職におかれましては、提言された指標及び目安についてご了知いただき、今後の対策に活かしていただくとともに、管内市町村への周知をお願いします。特に、管内の指定都市及び保健所設置市には、十分に周知を図っていただきますよう、遺漏の無いご対応をお願いいたします。

なお、この提言を施策に反映させていただくに当たって留意すべき事項は、下記のとおりです。

記

1. 指標及び目安が提言された背景

3、4月の感染拡大の時とは異なり、6月以降、若年層を中心とした感染拡大が生じていることや、検査能力の拡充による軽症者や無症状病原体保有者が多く報告されていることなどから、単なる感染者数では現在の感染状況を十分には評価できない状況となっている。また、感染者の累積とともに、医療機関や保健所の負荷が高まってきており、その視点も重要になってきている。

こうしたことを踏まえ、新たな指標及びその目安について分科会から提言された。

2. 各都道府県で今後想定される感染状況

「十分に制御可能なレベルに感染を抑制し、死者者・重症者数を最小化する、感染レベルをなるべく早期に減少に転じさせる」という目標の下、今後想定される感染状況を4つの段階(ステージI～IV)に区分し、各ステージの状態、次のステージへの移行を検知する指標、各ステージにおいて講すべき施策がパッケージとして示されている。

3. 指標及び目安

(1) 指標及び目安の考え方

今回提言された指標は、ステージの移行を検知し、対策を強化するための目安となるものである。これらの指標はあくまで目安であり、また、一つひとつの指標をもって機械的に判断するのではなく、国や地方公共団体においてこれらの指標を総合的に判断して、感染の状況に応じ積極的かつ機動的に対策を講じていくことが求められている。

その際、都市部と地方部では医療提供体制をはじめ様々な環境が異なるため、地域の実情に応じて判断することが必要である。医療資源が限られている地域においては、これらの指標に満たない段階で、積極的に対策を講じることが求められる。なお、対策実施の判断に資する指標を独自に設け早期に感染防止対策を講じることを含め、地方公共団体が地域の実情に応じて積極的な対応を行うことが期待される。

また、都道府県は、当該都道府県の指標の状況について、国に対し迅速に情報共有を行う。

(2) 参考指標等

大都市圏については、医療提供体制の負荷を見るための指標として救急搬送困難事例、監視体制を見るための指標として発症から診断までの日数についても参考指標として確認する。また、補助指標としてECMO装着数、人工呼吸器装着数（ECMOを除く）、60歳以上新規報告数も参考とする。

「病床のひっ迫具合」の指標の総合的な判断にあたっては、直近の感染スピード等を勘案する必要があり、その速度が速く、この指標を満たした場合には少なくとも対策が必要となる。こうしたことも踏まえて、目安に満たない段階から、早めの対応を行うことが望ましい。一方で、継続的な感染の拡大が見られない時など、その速度の状況によっては病床の占有率のみで判断せず、特に総合的に判断することが望ましい。

4. 講すべき施策

提言では、「ステージに関わらず現時点において講すべき施策」、「ステージⅢで講すべき施策」、「ステージⅣで講すべき施策」が提案されている。これらの施策については、地域の実情に応じて、適宜組み合わせて実施することや、同一都道府県内であってもエリア限定で実施することなどもあり得る。また、ステージⅢで取り組むべき施策については、感染の状況によっては、ステージⅢに至る前から、地方公共団体において機動的に取り組むことも重要である。

別添

今後想定される感染状況と対策について

令和2年8月7日（金）

新型コロナウイルス感染症対策分科会提言

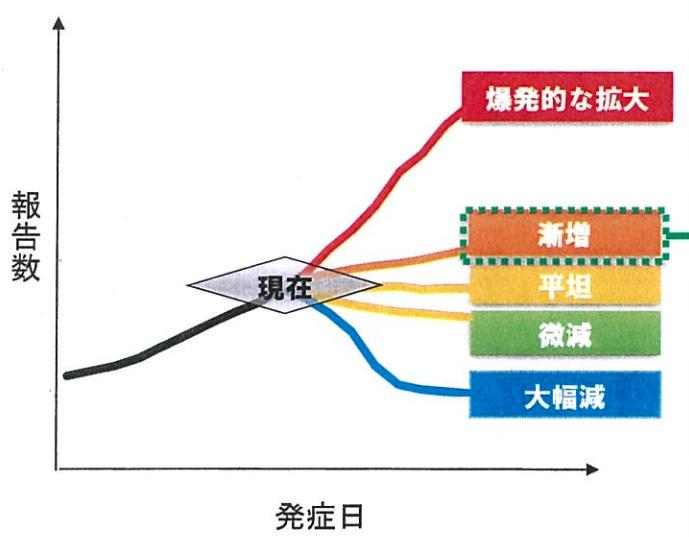
社会経済と感染対策の両立のための目標と基本戦略：政府への提案

目標：医療・公衆衛生・経済が両立しうる範囲で、

- ①十分に制御可能なレベルに感染を抑制し、死亡者・重症者数を最少化。
- ②迅速に対応し、感染レベルをなるべく早期に減少へと転じさせる。

基本戦略：1. 個人・事業者：ともに協力し、感染拡大しにくい社会を作る。

- 2. 社会：集団感染の早期封じ込め
- 3. 医療：重症化予防と重症者に対する適切な医療の提供



【現時点で早急に取り組むべき対策： 政府への提案】

- ①合理的な感染症対策のための迅速なリスク評価
- ②集団感染(クラスター)の早期封じ込め
- ③基本的な感染予防の徹底(3密回避等)
- ④保健所の業務支援と医療体制の強化
- ⑤水際対策の適切な実施
- ⑥人権への配慮、社会課題への対応等
- ⑦制度的仕組みや効率的な財源の活用の検討

各都道府県で今後想定される感染状況

目標 : 医療・公衆衛生・経済が両立しうる範囲で、

- ①十分に制御可能なレベルに感染を抑制し、死亡者・重症者数を最少化。
- ②迅速に対応し、感染レベルをなるべく早期に減少へと転じさせる。

※感染状況及び対策の検討にあたっては、大都市部と地方部の違いに配慮が必要。

ステージ I 感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階

ステージ II

感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階

3密環境などリスクの高い場所でクラスターが度々発生することで、感染者が漸増し、重症者が徐々に増加していく。このため、保健所などの公衆衛生体制の負荷も増大とともに、新型コロナウイルス感染症に対する医療以外の一般医療も並行して実施する中で、医療提供体制への負荷が蓄積しつつある。

P 6 の取組及びP 7 の取組のうち、黒字の取組を実施

ステージ III の指標

ステージ III

感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階

ステージ II と比べてクラスターが広範に多発する等、感染者が急増し、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制への負荷がさらに高まり、一般医療にも大きな支障が発生することを避けるための対応が必要な状況。

ステージ III で講すべき施策 (P 7) を実施

ステージ IV の指標

ステージ IV

爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階

病院間クラスター連鎖などの大規模かつ深刻なクラスター連鎖が発生し、爆発的な感染拡大により、高齢者や高リスク者が大量に感染し、多くの重症者及び死亡者が発生し始め、公衆衛生体制及び医療提供体制が機能不全に陥ることを避けるための対応が必要な状況。

ステージ IV で講すべき施策 (P 8) を実施

ステージの判断に当たっての考慮要素

- 3、4月と6月以降の感染拡大を比較すると、若年層を中心とした感染拡大が生じていることや、検査能力の拡充による軽症者や無症状病原体保有者が多く報告されていることなどから、単なる感染者数では現在の感染状況を十分には評価できない状況となってきた。
- また、感染者の累積とともに医療機関や保健所の負荷が高まってきており、その視点も重要になってきている。このことを踏まえて、新たな指標及びその目安を提案することとした。
- 現在、各都道府県ではそれぞれ異なる感染の状況にあるが、「感染レベルを早期に減少に転じさせる」べく、社会経済への影響に配慮しつつ、できる限りの取組を行っていただく状況にある。
- しかし、そうした努力を講じても、ステージⅡからステージⅢ、さらにはステージⅣへ移行する可能性もあり得る。
最悪の事態を想定しながら、次の段階が起こりそうな兆しを早期に検知し、「先手の対策を講じることが危機管理の要諦であり、そのためには「ステージの移行を検知する指標」を提案する。
- 提案する指標は「あくまで目安」であり、また、一つひとつの指標をもって機械的に判断するのではなく、国や都道府県はこれらの指標を「総合的に判断」して、感染の状況に応じ積極的かつ機動的に対策を講じていただきたい。
- その際、都市部と地方部では医療提供体制をはじめ様々な環境が異なるため、「新規報告数が多い都市部」においては「医療提供体制に関する指標」をより重視し、「地方部」においては「感染の状況に関する指標」を重視するなど、地域の実情に応じて判断することが必要である。
また、「医療提供体制が脆弱な地方部」においては、これらの指標に満たない段階で、積極的に対策を講じる必要がある。

指標及び目安

以下の指標は目安であり、また、これらの指標をもって機械的に判断するのではなく、国や都道府県はこれらの指標を総合的に判断していただきたい。また、都道府県独自に積極的な対応を行うことを期待したい。

	医療提供体制等の負荷		監視体制 ③PCR陽性率	感染の状況			
	①病床のひっ迫具合注3			④新規報告数	⑤直近一週間と先週一週間の比較	⑥感染経路不明割合	
	病床全体	うち重症者用病床					
ステージIII の指標	<ul style="list-style-type: none"> 最大確保病床の占有率 1/5 以上 現時点の確保病床数の占有率 1/4 以上 <p>※最大確保病床とは、都道府県がピーク時に向けて確保しようとしている病床数をいう。 現時点の確保病床数とは、現時点において都道府県が医療機関と調整を行い、確保している病床数であり、直近に追加確保できる見込みがある場合はその病床分も追加して確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 最大確保病床の占有率 1/5 以上 現時点の確保病床数の占有率 1/4 以上 <p>人口10万人当たりの全療養者数15人以上 ※全療養者：入院者、自宅・宿泊療養者等を合わせた数</p>	10%	15人/10万人/週 以上	直近一週間が先週一週間より多い。	50%	
ステージIV の指標	<ul style="list-style-type: none"> 最大確保病床の占有率 1/2 以上 	<ul style="list-style-type: none"> 最大確保病床の占有率 1/2 以上 <p>人口10万人当たりの全療養者数25人以上 ※全療養者：入院者、自宅・宿泊療養者等を合わせた数</p>	10%	25人/10万人/週 以上	直近一週間が先週一週間より多い。	50%	

注1 日々の入手可能性を踏まえつつ、発症日での検討結果も考慮する。

注2 大都市圏については、医療提供体制の負荷を見るための指標として救急搬送困難事例、監視体制をみるための指標として発症から診断までの日数についても参考指標として確認する。また、補助指標としてECMO装着数、人工呼吸器装着数(ECMO除く)、60歳以上新規報告数も参考とする。

注3 「①病床のひっ迫具合」の指標の総合的な判断にあたっては、直近の感染スピード等を勘案する必要があり、その速度が速く、この指標を満たした場合には少なくとも対策が必要となるものである。こうしたことも踏まえて、目安に満たない段階から、早めの対応を行うことが望ましい。一方で、継続的な感染の拡大が見られない時など、その速度の状況によっては、病床の占有率のみで判断をせず、特に総合的に判断することが望ましい。

注4 医療提供体制や公衆衛生体制のひっ迫具合については、入院患者のほか、ホテル等における宿泊療養や自宅療養も含めた全体の療養者数も影響することから指標として設定。

ステージに関わらず現時点において講すべき施策

①合理的な感染症対策のための迅速なリスク評価

- ✓ 自治体は、リスク評価に基づき、効率的なリソースの配分を行い、優先順位をつけて対策を迅速に実施する。

②集団感染（クラスター）の早期封じ込め

- ✓ 徹底した院内・施設内などの集団感染の未然防止と早期検知。陽性者の入院等の迅速な対応
- ✓ 接触者の調査と合理的な対応
- ✓ クラブ等の接待を伴う飲食店などクラスターの発生した周辺地域・関連業種での迅速な実態把握と対策の促進
⇒場合により様々な積極的介入方策（営業時間短縮や休業の要請等）を検討

③基本的な感染予防の徹底（3密回避等）

- ✓ 事業者：ガイドラインを適宜見直し、遵守を徹底。遵守が不十分な場合の休業要請も考慮
テレワーク等の推進
- ✓ 個人：3密回避を遵守した「新しい生活様式」の徹底に向けた注意喚起
⇒感染者の多い「若年層」、中でも感染リスクの高い行動を取る対象者に向けた効果的な情報発信。
感染拡大防止の主役として、高齢者等のみならず、自分自身のいのちを守ることにつながるという
メッセージ
- ✓ COCOA及び地域ごとの対策アプリの普及促進

④保健所の業務支援と医療体制の強化

- ✓ 人材や物資（PPEなど）の確保、効率的な業務執行への支援
- ✓ 宿泊療養施設、入院患者受入病床の拡充

⑤水際対策の適切な実施

⑥人権への配慮、社会課題への対応等

⑦対策を実効性のあるものとしていくための制度的仕組みや効率的な財源の活用について検討

ステージⅢで講すべき施策の提案

(赤字:ステージⅢで取り組むことを検討して頂きたい事項／黒字:ステージⅠ、Ⅱでも取り組んで頂きたいが、ステージⅢで更に徹底して頂きたい事項)
以下の施策については、同一県内であってもエリア限定で実施するなど、地域の実情に応じて取り組んでいただきたい。また、感染の状況によっては、ステージⅢに至る前から、機動的に取り組んでいただくことも重要である。

メリハリの利いた接触機会の低減

【対事業者】

(ステージⅢで取り組むべき事項)

- ガイドラインを遵守していない酒類の提供を行う飲食店の休業要請等。
- イベント開催の見直し。
- 人が集中する観光地の施設等における入場制限等。
- 接触確認アプリの導入をイベントや企画旅行等の実施に当たつて要件化。
- 飲食店における人数制限。

(ステージⅢにおいて更に徹底すべき事項)

- COCOA及び地域ごとの対策アプリの更なる周知及び普及促進の更なる強化。
- リスクの高い場所への積極的な介入・指導の継続強化（検査の強い要請など、クラスターが発生した店舗等への対策強化）。
- テレワーク等の更なる推進。

【対個人】

(ステージⅢで取り組むべき事項)

- 夜間や酒類を提供する飲食店への外出自粛の要請。
- 飲食店における人数制限。
- 若年者の団体旅行など感染予防を徹底できない場合等における、感染が拡大している地域との県境を越えた移動自粛の徹底。

(ステージⅢにおいて更に徹底すべき事項)

- ターゲット毎に適切なメディアを通した分かりやすいメッセージの発信。
 - ・ 重症化しやすい人（高齢者など）：3密の徹底的な回避、安全な活動については推奨。
 - ・ 中年：職場での感染予防徹底、宴会等の自粛。
 - ・ 若者：クラブ活動等における感染予防徹底、宴会等の自粛。
 - ・ 医療従事者・介護労働者：リスクの高い場所に行かない。

【対国・地方自治体】

(保健所の業務支援)

- クラスター一対策の重点化・効率化。
- 保健所への人材の派遣・広域調整。
- 保健所負担の更なる軽減。

(医療提供体制及び公衆衛生体制の整備)

- 病床、宿泊療養施設の追加確保（公共施設の活用など一段進んだ取組）。
- 重症病床をはじめ医療提供体制に関する各種データの積極的公開。
- 無症候者、症状別の感染者数の公表。
- 臨時の医療施設の準備。
- 都道府県域を超えた患者受け入れ調整（広域搬送）。
- 検査時にウイルス量が多い場合や高齢者等の重症化するリスクが高い方を優先的に入院。（**自宅療養の対象となる者の明確化を通じ、宿泊療養により難い場合における、軽症・無症候者で重症化リスクの低い方への自宅療養の適切な実施**）

- 感染が広がっている特定の地域については、医療機関や高齢者施設等において速やかに必要な検査を実施。
- 感染が拡大している特定の地域に属する者や関連する集団を対象とした検査を実施

(水際対策)

- 水際対策の適切な実施を継続。

(その他の重要事項)

- リスクコミュニケーションの観点から、国民に説得力のある状況分析とともに、現場における対話の積み重ねや分かりやすく明確なメッセージの発信。

ステージIVで講すべき施策の提案

全面的な接触機会の低減

緊急事態宣言など、強制性のある対応を検討せざるを得ない。

- 接触機会の低減を目指した外出自粛の要請。
- 県境を超えた移動の自粛要請。
- 感染リスクやガイドラインの遵守状況等を考慮しつつ、生活必需品等を取り扱う事業者等を除き施設の使用制限。
- 人が集中する観光地の施設や公共施設の人数制限や閉鎖等。
- イベントは原則、開催自粛。集会における人数制限。
- 生活圏での感染があれば学校の休校等も検討。
- テレワーク等の強力な推進をはじめ職場への出勤をできるだけ回避。

公衆衛生体制

- クラスター対策は重症化リスク対策を考慮して更に重点化。
- 重症化リスクの高い発症者を優先的に対応。
- 疫学調査の簡略化。

医療提供体制

- 入院治療が必要な方への医療提供を徹底的に優先した医療提供体制。
(高齢者等のハイリスクではあるものの、軽症・無症状者への宿泊療養の開始も検討)
- 臨時の医療施設の運用・追加開設。

その他の重要事項

- 行動変容に対する国民・住民の理解を得るための積極的なリスクコミュニケーションの実施。

新型コロナウイルス感染症に対する香川県対処方針

令和2年5月15日

国の緊急事態宣言 (4. 7～) (特定都道府県 ：7都府県)	(4. 16～) (特定警戒都道府県 ：13都道府県) (上記以外：本県を含む34県)	(5. 14～5. 20) (特定警戒都道府県： 8都道府県)※本県除外	(5. 21～5. 24) (特定警戒都道府県： 5都道府県)	(5. 25～)
	「香川県緊急事態」宣言 (4. 14～)	香川県感染警戒宣言 (5. 15～5. 25)	香川県感染警戒宣言 (5. 15～5. 25)	※全都道府県解除
特措法に基づく県の対策期	(1) 感染拡大防止集中対策期 (4. 17～5. 6)	(2) 感染拡大防止対策期 (5. 7～5. 14)	(3) 感染警戒期 (5. 15～5. 25)	(4) 感染予防対策期 (5. 26～)
1. 県民への要請等	県内での外出自粛 県外への外出自粛 接待を伴う飲食店等への 外出自粛 3密の場への外出自粛	県内への外出自粛 県外への外出自粛 接待を伴う飲食店等への 外出自粛 3密の場への外出自粛 新しい生活様式の徹底	県外への外出自粛 接待を伴う飲食店等への外 出自粛 3密の場への外出自粛 新しい生活様式の徹底	国的基本的対処方針 等を踏まえ、段階的に 社会経済の活動レベルを引上げ
2. 事業者への要請等	対象施設への休業要請等 適切な感染防止対策	一層の感染防止対策 新しい生活様式の徹底	一層の感染防止対策 新しい生活様式の徹底	・新しい生活様式の徹底 ・適切な感染防止策を講じる
3. イベント等の開催	原則中止・延期	全国的かつ大規模イベント等の開催自粛 50人程度未満は感染防止対策を講じる	全国的かつ大規模イベント等の開催自粛 一定人数以下は感染防止対策を講じる ※屋内：100人以下かつ収容定員の半分以下 屋外：200人以下かつ人ととの距離を十分確保	・新しい生活様式の徹底 ・適切な感染防止策を講じる
4. 県有施設等における対応	基本的に休館	多数集客施設、観光客誘客施設等は原則休館 その他施設は感染防止対策を講じる	多数集客施設、観光客誘客施設等は原則休館 その他施設は感染防止対策を講じる	・新しい生活様式の徹底 ・適切な感染防止策を講じる

対策期移行時の考え方

令和2年5月15日

国緊急事態宣言 (本県)	(1) 感染拡大防止集中対策期	(2) 感染拡大防止対策期	(3) 感染警戒期	(4) 感染予防対策期
「香川県緊急事態」宣言	本県が国の緊急事態宣言の対象区域に指定されており、クラスターの発生など、感染者が急増し、医療提供体制が逼迫している状態	本県が国の緊急事態宣言の対象区域に指定されており、一定数の感染者が発生している状態	本県が国の緊急事態宣言の対象区域から解除されているが、他の都道府県で対象区域が指定されている状態	全ての都道府県が国の緊急事態宣言が解除されている状態
国緊急事態宣言 (本県)	(1) 感染拡大防止集中対策期	(2) 感染拡大防止対策期	(3) 感染警戒期	(4) 感染予防対策期
「香川県感染警戒宣言」	本県の感染状況や医療提供体制（病床稼働率等）、PCR検査状況（陽性率）、人口移動の状況などを含め、感染が収束に向かっているか、総合的に判断	○本県が国の緊急事態宣言の対象区域から解除されたとき（考え方） ① 感染の状況 ・直近1週間の報告数がその前の週の報告数を下回る減少傾向の確認 ・直近1週間の10万人あたり累積報告数が0.5人程度以下	○本県が国の緊急事態宣言の対象区域から解除されたとき（考え方） ② 医療提供体制 ・重症者数が減少傾向で医療提供体制が逼迫していないこと ・患者急増に対応可能な体制が確保されていること	○全ての都道府県に国の緊急事態解除宣言がなされたとき（考え方） ③ 監視体制 ・医師が必要とするPCR検査が遅延なく行われる体制が整備されていることなどを踏まえて、総合的に判断 →香川県感染警戒宣言
国緊急事態宣言 (本県)	(1) 感染拡大防止集中対策期	(2) 感染拡大防止対策期	(3) 感染警戒期	(4) 感染予防対策期
「香川県緊急事態」宣言	○本県が国の緊急事態宣言の対象区域に指定されたとき（考え方） ・直近の報告数や倍加時間、感染経路の不明な症例の割合等を踏まえて、総合的に判断	○本県が国の緊急事態宣言の対象区域に指定されていないが、直近1週間で10万人当たり0.5人程度以上の新規感染者が発生しており、医療提供体制や監視体制などを含め、また延防の措置を講じる必要があるか、総合的に判断 →「香川県緊急事態」宣言	○他の都道府県が国の緊急事態宣言の対象区域に指定され、対象区域の感染状況により、今後、本県でもまん延の恐れがあるとき（考え方） →香川県感染警戒宣言	○他の都道府県が国の緊急事態宣言の対象区域に指定され、対象区域の感染状況により、今後、本県でもまん延の恐れがあるとき（考え方） →香川県感染警戒宣言

本県の現状

指標

8月20日現在

①直近1週間の累積新規感染者数(対人口10万人)

10人(1.05人)
20%

②感染経路不明者数の割合

③直近1週間と先週1週間の比較

直近1週間が
先週1週間より多い

④病床のひつ迫具合（病床全体）

"（うち重症者用病床）

⑤療養者数(対人口10万人)

10人(1.05人)
0%
3.2%

⑥直近1週間のPCR陽性率

1.3%

(その他の状況)

○他都道府県の発生状況

※1週間の人口10万人あたり感染者数(8月13～19日現在)

・沖縄県31.11人、東京都12.89人、大阪府12.60人、福岡県12.07人、石川県9.31人、奈良県8.20人、神奈川県7.45人、京都府6.81人、愛知県6.74人、千葉県5.13人

○お盆時期の人の流れ(8月10日～15日)

昨年のお盆時期と比べると、概ね半減しているものの、緊急事態宣言解除後は増加傾向

○指標等を総合的に判断し、
(3) 感染警戒期

○対策期間

**8月22日(土)～
9月11日(金)**

※対策期の判断に当たっては、上記指標のほか、医療提供体制、監視体制(検査・相談等の件数)、クラスター発生状況、他都道府県の発生状況などを総合的に判断。

感染警戒期における対策について

令和2年7月17日
 令和2年7月31日改正
令和2年8月21日改正

○対策期間：8月22日（土）～9月11日（金）

1. 県民への協力要請等（法第24条第9項）

（1）外出について

- 不要不急の県外への移動については慎重に検討するよう協力要請。県外に移動した場合、帰県後14日間は行動記録を取るよう協力要請
- 発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動はもとより、外出を控えるよう協力要請
- 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控えることを協力要請

別添1（省略）：業種別ガイドライン

- 厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を積極的にインストールするよう協力要請

- 施設や店舗等の利用、イベント参加の際、県が導入したLINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」を積極的に利用することを協力要請

別添2：かがわコロナお知らせシステム

※ただし、感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、外出の自粛に関して速やかに必要な協力要請等を行う。

（2）新しい生活様式の徹底について

- 「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を徹底することを協力要請

別添3（省略）：「人の接触を8割減らす10のポイント」

（令和2年4月22日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）

別添4（省略）：「新しい生活様式（生活スタイル）の実践例」（省略）

（令和2年5月4日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）

- 国の推奨を踏まえ、新しい生活様式や各種ガイドラインに沿って行われるものを受け、大人数での会食や飲み会を避けること、大声を出す行動（飲食店等で大声で話す、カラオケやイベント、スポーツ観戦等で大声を出すなど）を自粛することについて協力要請

- 会食をする際には、座席間隔の確保や換気などの三密回避を徹底するよう協力要請

2. 事業者への協力要請等（法第24条第9項）

- 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや県が策定した適切な感染防止対策に基づき、感染防止対策の徹底を図ることを協力要請

別添1（再掲）：業種別ガイドライン

別添5（省略）：今後における適切な感染防止対策

- 適切な感染防止対策を講じた上で、LINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」を積極的に導入・様式掲示するなど、感染防止対策を徹底していることを示す様式を掲示することを協力要請

別添2（再掲）：かがわコロナお知らせシステム

別添6（省略）：掲示様式「新型コロナウイルスうつらない、うつさない」

- 在宅勤務（テレワーク）、オンライン会議などの積極的な活用により、出勤者数の低減に取り組むことを協力要請。特に、この期間は集中的に協力要請
- 出勤した場合には、座席間の間隔を取ることや従業員の執務オフィスの分散を促すことを協力要請
- 時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による通勤等、人との接触を低減する取組みを推進することを協力要請
- 事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査に協力することを協力要請

3. 催物（イベント等）の開催（法第24条第9項）

- 催物（イベント等）の開催については、「新しい生活様式」や業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく適切な感染防止策を講じることを協力要請
協力要請に応じていただくことを前提にして、国の基本的対処方針等を踏まえ、催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針に沿った参加人数等での開催を可能とする。

別添7 (省略)：催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針について
別添8：催物（イベント等）の開催にあたっての留意事項について

4. 県有施設等における対応

- 適切な感染防止対策を講じた上で、開館

5. 観光振興

- 観光振興については、まずは、四国4県から取り組むこととし、その状況を踏まえつつ、対象地域等を適宜見直す。

6. 県の対応

- 感染事例に関する疫学的調査を積極的に進める。
- PCR検査の充実強化を図る。
- 県の新型コロナウイルス感染症対策予算を速やかに執行する。

新型コロナウィルスの感染拡大を防止するため、積極的な利用をお願いします。

別添 2

『かがわコロナお知らせシステム』

かがわコロナお知らせシステムとは？

LINEアプリを活用し、利用者に訪問する店舗やイベント等でQRコードを読み込んでもらうことで、その人の訪問履歴を蓄積します。

新型コロナウィルス感染者が発生した場合、当該感染者が訪問した店舗・イベント等に同日訪問した人に對して、感染者との接触の可能性をお知らせします。



まずは、香川県新型コロナ対策パーソナルサポートへの友だち登録をお願いします！
登録はこちらから



システム概要

詳しくは香川県HPをご確認ください。

かがわコロナお知らせシステム

検索

<事業者のシステム導入>

店舗等事業者

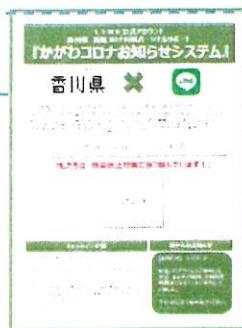


- ①香川県LINE公式アカウントからQRコードの発行を申請
※感染防止対策を講じ、利用規約に同意したうえで申請



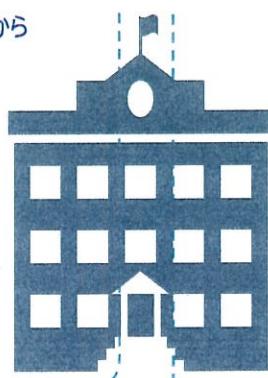
- ②QRコード・掲示物を発行

- ③QRコード掲示物を印刷・掲示



QRコード掲示物

香川県

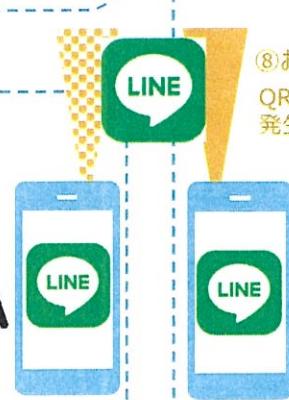


- ④QRコード読み取り
※店舗、イベント訪問毎に読み取りが必要



- ⑤チェックイン完了

<利用者のQRコード読み取り>



利用者

<接触が疑われる方への通知・情報提供>

保健所



- ⑦必要に応じて情報登録

- ⑥疫学調査



- ⑧お知らせ
QRコードを読み取った方に発生状況をお知らせ

利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができ、感染拡大の防止につながることが期待されます。

利用方法

①事業者のみなさまへ（店舗やイベント等での利用方法）



①香川県LINE公式アカウントに友だち登録



②トーク画面下部の『事業者の方のコロナお知らせシステムのQRコード申請はこちから』をタップ。



③店舗名称等の質問に回答していくとQRコードを掲載した様式が発行されます。



④印刷して店舗等に掲示してください。

②利用者のみなさまへ（サービス利用方法）



スマートフォンのカメラ、またはLINEで店舗等にあるQRコードを読み取り

すでに香川県LINE公式アカウントと友だちの場合

②完了

まだ香川県LINE公式アカウントと友だちではない場合

友だち追加を促す画面が表示されるので『追加』します。



Q&A（抜粋）

（※詳細は香川県のHPをご確認ください）

（事業者向け）

問：すべての事業所が必ずやらなければならないのですか。

答：必ずやらなければならないことではありませんが、本システムを用いることで、事業所は感染症対策を行っていることをお示しすることができ、多くの方が安心して事業所等を利用いただけるようになりますので、ぜひ、ご活用ください。

問：感染者が施設等を利用していた場合、利用者に施設名や利用日などの情報が伝わるのですか。

答：新型コロナウィルス感染症の感染状況等を総合的に勘案した上で、県が感染拡大防止のために必要であると判断した場合に、施設名、利用日、当該利用者が接触した可能性が高い旨と相談窓口をご案内します。

問：お客様の個人情報が漏えいすることはないか。どのように情報管理するのか。

答：登録情報は、県から委託を受けた本システムのサービス提供事業者（以下「サービス提供事業者」という。）が管理するサービスで保管されており、県とサービス提供事業者以外が情報を利用することはできません。県は、香川県個人情報保護条例等に基づき情報を適正に取り扱います。

（利用者向け）

問：QRコードを読み込むと、自分の個人情報が県に伝わるのですか。

答：このシステムで県が記録する情報は、LINEユーザを特定するための識別子、利用者がQRコードを読み取った施設やイベントの名称、読み取り日時だけであり、利用者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス等を記録することはありません。LINEメッセージを受け取った利用者からの相談においては、感染拡大防止の観点からお名前や連絡先などお聞きし、状況を確認します。

問：どのようなメッセージが届くのですか。

答：新型コロナウィルスの感染が判明した方が、あなたが登録した施設やイベントを利用してしたことのお知らせと、相談窓口のご案内を記載したメッセージをお送りします。施設名やイベント名等が記載されていますが、施設等への風評被害を防ぐため、SNSなどに投稿することは絶対に行わないでください。（民事や刑事上の責任等を問われる可能性もあります。）

L I N E公式アカウント
香川県 新型コロナ対策パーソナルサポート

『かがわコロナお知らせシステム』

かがわやくけん、かがわけん。



本施設・店舗の利用者やイベント等への参加者に新型コロナウイルスの感染が確認され、県が不特定の方への感染の恐れが高いと判断した場合、下記のQRコードを読み込みした方に対し、香川県LINE公式アカウントを通じてメッセージで情報をお知らせし、感染拡大防止に向けたお願ひなどをご案内します。

うどん県（サンプル）

『私たちは、感染防止対策に取り組んでいます！』



※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

利用方法

県からのお知らせ

- ・QRコードを読み取ってください

(すでに香川県LINE公式アカウントと友だちの場合)

- ・以上で完了になります。

(まだ香川県LINE公式アカウントと友だちではない場合)

- ・友だち追加を促す画面が表示されるので「追加」をしてください。友だち登録を行うと完了になります。

[お知らせ] ※イメージ

新型コロナウイルスに感染した方が、あなたが登録した施設を利用またはイベントに参加していました。

.....

下記窓口までお問合せください。

.....

※利用規約は香川県のホームページをご確認ください。

催物（イベント等）の開催にあたっての留意事項について

令和2年7月10日
令和2年8月21日改正
 香川県新型コロナウイルス対策本部

感染予防対策期における催物（イベント等）の開催については、別紙「催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針について」のほか、開催の検討に当たって、イベント主催者及びイベントを開催する施設の管理者は、感染防止の観点から下記の点に留意してください。

また、イベントへの参加者は、イベント主催者及びイベントを開催する施設の管理者からの下記の点に係る協力依頼等について、御協力をお願ひします。

記

- ・入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある者はイベントの参加を控えてもらうようにすること。その際の払い戻し措置等を規定しておくこと。
- ・イベントを開催する前に、イベント参加者に接触確認アプリ（COCOA）をインストールすることを促すこと。また、感染拡大防止のためにイベント参加者の連絡先等の把握を徹底すること。あわせて、LINEアプリ「かがわお知らせシステム」の導入を検討し、イベント参加者に対しシステムの利用を促すこと。
- ・イベントを開催する際には、熱中症等の対策が必要な場合を除き、原則、マスクを着用することを促すこと。また、こまめな消毒や手洗いなど、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底することを促すこと。
- ・イベントを開催する際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、いわゆる三密（密集、密接、密閉）の環境を作らないよう徹底するほか、そこにおける交流等を極力控えることを呼びかけること。
- ・イベントを開催する前後には、観客やスタッフ（選手、出演者を含む）の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動（例えば、業務上必要性のない外出等による感染リスクのある行動の回避）を促すこと。
- ・その他、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底すること。
- ・全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、県（問い合わせ先は下表のとおり）に事前相談すること。

イベント等種別	問い合わせ先	電話番号
コンサート等	香川県 文化芸術局 文化振興課	087-832-3784
展示会等	香川県 商工労働部 経営支援課	087-832-3339
プロスポーツ等	香川県 交流推進部 交流推進課	087-832-3055
その他	香川県 政策部 政策課	087-832-3126